

三郷市

学校における働き方改革基本方針

令和7年9月～令和10年8月

令和7年9月

三郷市教育委員会

目次

三郷市学校における働き方改革基本方針の概要	2
これまでの経緯と学校における働き方改革の更なる推進に向けて	3
学校における働き方改革基本方針の改定について	4
1 時間外在校等時間の割合の推移	
2 令和6年度勤務実態調査の結果	
3 学校における働き方改革基本方針（令和4年10月～令和7年9月）版の評価・検証	
総論	7
1 目的（目指す教職員の働き方/目標）	
2 本市が目指す教職員の働き方	
3 目標	
4 目標達成に向けた四つの視点と指標	
5 フォローアップ	
6 今後の進め方	
目標達成に向けた具体的取組	11
1 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現	
2 教職員のワーク・ライフ・バランスの確立	
3 教職員の健康を意識した働き方の推進	
4 保護者や地域の理解と連携の促進	

三郷市学校における働き方改革基本方針の概要

1	目的	働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する
2	本市が目指す教職員の働き方	「効果的・効率的な業務」「多様なワーク・ライフ・バランス」「未来の自分への投資時間の確保」の実現
3	目標	【時間外在校等時間】月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和9年度末までに100% 【ウェルビーイング】「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立
4	目標達成に向けた四つの視点	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現 ・教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立 ・教職員の健康を意識した働き方の推進 ・保護者や地域の理解と連携の促進
5	フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・「勤務管理システム」による客観的な在校時間の把握による各学校での教職員の健康管理への活用 ・「業務改善検討委員会」からの意見聴取等
6	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現 <ul style="list-style-type: none"> - 教育条件整備 - 校務DX・TXの推進 - 外部人材の活用/教職員のスキルアップ支援 - 国や県等への働きかけ ・教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立 <ul style="list-style-type: none"> - 働きやすい職場環境の整備 - 教員としての充実感の向上 - 柔軟な働き方の推進 ・教職員の健康を意識した働き方の推進 <ul style="list-style-type: none"> - 労働安全衛生法に基づく職場改善 - 「勤務管理システム」に基づく学校支援 - 健康管理の推進（ストレスチェックの活用） ・保護者や地域の理解と連携の促進 <ul style="list-style-type: none"> - 働き方改革に関する理解促進 - 地域の協力・連携

これまでの経緯と学校における働き方改革の更なる推進に向けて

三郷市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、これまで働き方改革を推進し、多忙化解消・負担軽減を確実に進め、学校教育の質の維持向上を図るために、令和2年9月に初めての「学校における働き方改革基本方針」を策定し、「教員の在校等時間の超過勤務の上限を『公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省）』（以下「ガイドライン」という。）で規定された『原則 月45時間以内、年360時間以内』とする」を目標とし、その達成に向けて「教職員の健康を意識した働き方の推進」、「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」、「教職員の負担軽減のための条件整備」及び「保護者や地域の理解と連携の促進」を定め、働き方改革を推進してきたところである。

さらに、令和4年10月からは初版の「学校における働き方改革基本方針」を改定（以下、「前基本方針」という。）し、各取組を通じて、教職員の負担軽減、子どもたちと向き合う時間の確保など、一定の成果を上げてきたが、目標の達成には至っていない。

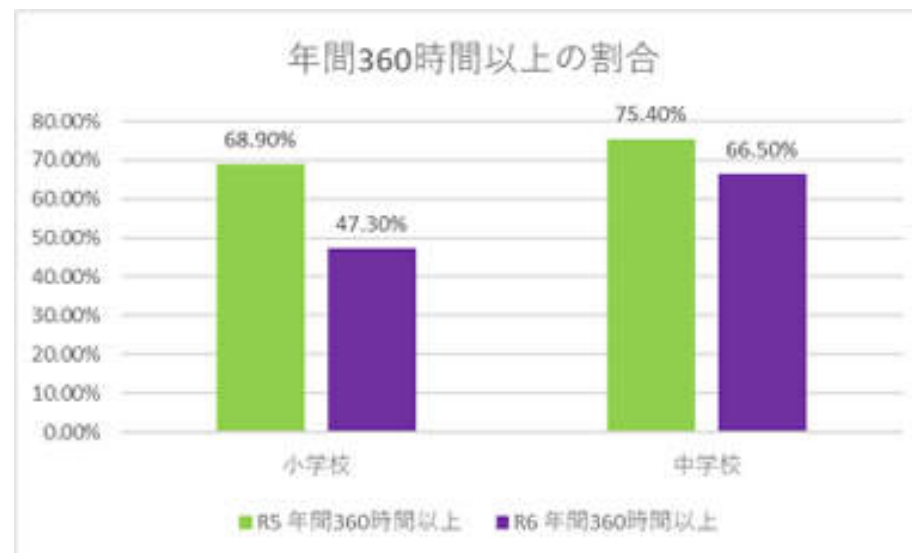
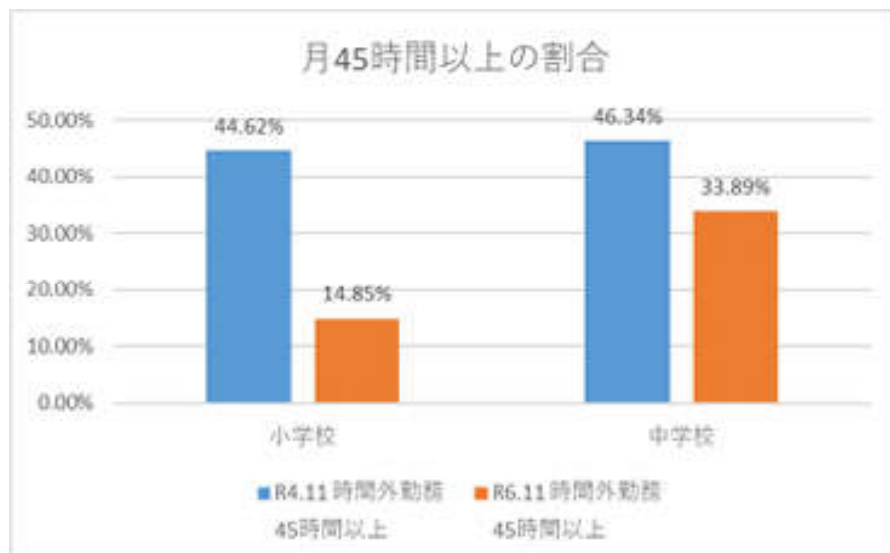
このことから、引き続き、目標達成に向けた取組を充実させるとともに、教職員にとって働きやすい、働きがいのある職場環境の確立を目指し、新たな改訂を行ったところである。改定にあたっては、「時間外在校等時間」に加え、令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」に示された「ウェルビーイング」についての目標を掲げている。

市教育委員会としては、今後も教職員が子供たちの指導に専念できるよう教職員の多忙化解消・負担軽減を進め、教育の質の維持向上に取り組んでいく。

令和7年9月 三郷市教育委員会

学校における働き方改革基本方針の改定について

1 時間外在校等時間の割合の推移



【現状】

時間外在校等時間が月 45 時間以上及び年 360 時間以上の教員数の割合は減少しているものの、月 45 時間以内・年 360 時間以内の教員数の割合を 100%にする目標には届いていない。

2 令和6年度勤務実態調査の結果

休日を含む年360時間以上割合

表1 教諭等の平日1日の従事内容及び時間

	校長	教頭	教諭等
小学校	61.10%	75.00%	48.10%
中学校	62.50%	75.00%	72.60%

表2 教諭等の1日の持ち帰り業務内容及び平均時間 表3

	1位	2位	3位		最も多いもの
小学校	その他事務	授業準備	生徒指導	小学校	授業準備
中学校	授業準備	学年・学級経営	その他事務	中学校	授業準備

(※授業を除く)

【現状】

- ・小学校、中学校ともに教頭が時間外在校等時間の割合が大きい（表1）
- ・教諭等の平日1日の従事内容について、小学校では「その他事務」次いで「授業準備」が多く、中学校では「授業準備」次いで「学年・学級経営」が多かった。（表2）
- ・教諭等の1日の持ち帰り業務について、時間にして多くはないものの「授業準備」が最も多かった。（表3）

【課題】

- ・「その他事務」特に書類作成等が小学校・中学校において、従事する時間が長いことから、業務量の削減や効率化により、従事時間の縮減をする必要がある。
- ・教諭等が勤務時間内で授業準備を終えることができるよう改善を図る必要がある。

※表1 『令和6年度 勤務状況調査』報告内容より

※表2・3 『令和6年度 教職員の勤務実態に係る調査』報告内容より

3 学校における働き方改革基本方針（令和4年10月～令和7年9月）版の評価・検証

前基本方針に基づいた取組を進め、一定の成果は上げているものの、令和6年において、目標達成には至っていない状況である。

本基本方針の改定にあたり、全教職員を対象に、アンケート調査を実施し、これまでの取組みや今後の取組みについて、評価等の意見を集約した。これらの意見の集約から、

検証したところ、学校現場での効果的な取組として実感があるものについては、表1のとおりであった。これらの取組が、市内小・中学校の時間外在校等時間の平均時間の縮減に寄与したと考えられる。

(表1)

これまでの取組みで効果的であると実感があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・年休関連の取組み ・朝活動関連の取組み ・行事関連の取組み ・定時退勤関連の取組み ・授業・時数関連の取組み ・人員関連の取組み 	具体例 <ul style="list-style-type: none"> ・計画年休の実施 ・朝活動の廃止 ・行事の精選 ・定時退勤ウィークの実施 ・授業時数の見直し ・教員業務支援員（スクサポ）の配置 等
-------------------------	--	--

(表2)

今後取り組むべきもの	<ul style="list-style-type: none"> ・電子化の取組み ・行事関連の取組み ・研修関連の取組み ・人員関連の取組み 	具体例 <ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス化やオンライン化 ・行事の削減や見直し ・研修の削減や実施時期の見直し ・人員の増員 等
------------	---	---

一方で表2のとおり、今後取り組むべきとする取組内容についての意見も多くあり、さらなる時間外在校等時間の縮減に向けて、継続的な取組の必要性を捉えることができた。評価を踏まえた中で、今後も学校現場での実感を適切に把握し、より信頼性の高い評価・検証を行いながら、目標達成に向けた状況を確認し、働き方改革を推進していく。

総論

1 目的（目指す教職員の働き方/目標）

働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する

前「基本方針」では、「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」を目的に掲げ、働き方改革を推進してきた。

働き方改革を含めた教師を取り巻く環境整備の最終的な目的について、令和6年8月の『『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）』では、「学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのよりよい教育の実現」であるとしている。

三郷市においても、教員が心身ともに健康であり、授業やその準備を始めとした専門性に基づく教育活動に専念することで、学校教育の質の維持向上を図ることが、「子供たちへのよりよい教育の実現」につながるという考え方の下で働き方改革を推進してきたところであり、基本方針では、「働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する」と目的の表現を改め、最終的な目的の実現に向けた働き方改革を推進していく。

2 本市が目指す教職員の働き方

- ・効果的・効率的な業務
- ・多様なワークライフスタイル
- ・未来の自分への投資時間の確保

の実現

働き方改革を推進するには、DXやTXの考え方を取り入れた「効果的・効率的な業務」を推進する必要がある。また、仕事と子育ての両立など、教職員のニーズに応える「多様なワークライフスタイル」を可能としなければならない。さらに、効率化や多様化によって新たに時間が生み出され、「未来の自分への投資時間の確保」ができることが、教職員としての更なる資質向上につながっていく。

これらの取組により、優秀な教員の確保に結び付けていくとともに、本市の子供たちへのより良い教育につなげ、学校教育の質の維持向上を図っていくものである。

3 目標

【時間外在校等時間】月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和9年度末までに100%に
【ウェルビーイング】「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

「子供たちへのよりよい教育の実現」につなげるためには、教員が心身ともに健康であることが必要であり、前基本方針の目標を達成していない状況であることから、時間外在校等時間に係る目標は継続していく。

また、「本市が目指す教職員の働き方」の実現に向けて、時間だけでは推し量れない教職員としての『働きやすい』『働きがいがある』職場環境の確立」を新たな目標として設定した。

時間外在校等時間の縮減に向けて、実効性ある取組を推進しつつ、教育の質の維持向上を図ることに加え、教員のウェルビーイングを高めながら、子供たちへのよりよい教育を実現できるよう、働き方改革を推進していく。

4 目標達成に向けた四つの視点と指標

四つの視点	定量指標	定性指標
①教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現	取組ごとの達成状況	「役割意識」の実感 「オーバーワークでないこと」の実感 「チームワーク」の実感
②教職員のワーク・ライフ・バランスの確立	取組ごとの達成状況	「自己成長（新たな学び）」の実感 「リフレッシュ」の実感 「他者承認」の実感
③教職員の健康を意識した働き方の推進	取組ごとの達成状況	「自己裁量」の実感 「良好な職場環境」の実感 「孤独でないこと」の実感
④保護者や地域の理解と連携の促進	取組ごとの達成状況	「保護者・地域からの理解」の実感 「保護者・地域との協力体制」の実感

教諭等の業務内容は学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等、多岐にわたる。これらの中には、業務範囲が曖昧なものや、教職員が担う必要のない業務も含まれており、目標を達成するためには、文部科学省が示した「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえ、必ずしも教職員が担う必要のない業務は外部人材を活用して教職員の業務から切り離し、効果的に業務を遂行するためにICTを活用するなど、DXやTXの考え方を取り入れ、実践することが必要である。

また、「職場の心理的安全性」、「良好な労働環境」、「保護者や地域との信頼関係」、「子供の成長実感」を観点とした「教師のウェルビーイング」の考え方を取り入れ、上記の四つの視点を「取組の柱」とした。

さらに、取組の成果を判断する際の基準として、四つの視点それぞれに「定量指標」と「定性指標」を新たに設け、四つの視点に設定した取組のうち、客観的な評価が可能な取組等は、定量指標で評価し、PDCAサイクルにより評価検証を図る。定性指標については、教職員を対象としたアンケート等を実施し、状況を把握することで、働きやすい、働きがいがある職場環境の確立を目指す。

5 フォローアップ

- ア 「勤務管理システム」等、客観的な在校時間の把握による各学校での教職員の健康管理への活用
- イ 「業務改善検討委員会」からの意見聴取

働き方改革の取組を着実に実施していくため、健康管理の観点から客観的な在校等時間を把握するとともに、学校職員等からの意見聴取により把握した現状について、基本方針の目標、取組と関連させた評価・改善を行う。この一連の流れにより、働き方改革の進捗をフォローアップし、時間外在校等時間の改善を図る。

フォローアップの具体的な方法について、アとして「勤務管理システム」等で在校等時間を把握し、教職員の健康管理等に活用する。また、学校の実情を把握するために、イの「業務改善検討委員会」から意見聴取を行うとともに、基本方針の各取組を評価・検証し、その内容・実施方法等を必要に応じて修正することでより効果のある取組に改めていく。

また、国や県の動向を踏まえ、新たな取組等が必要となる場合は、基本方針を基本としつつ、動向を踏まえた取組内容となるよう、「業務改善検討委員会」で検討を行う。

6 今後の進め方

市教育委員会や市立学校においては、本「基本方針」に基づき、取組を進める。また、県教育委員会の「基本方針」と一体となって、「学校における働き方改革」を推進する。学校の教育活動は、教職員の協働性によって成り立っているため、学校が組織体としての機能を十分に発揮し、教育力を高めるためには、チームとして力を発揮することが求められる。このチームワークづくりは、教職員相互のより良いコミュニケーションの上に、信頼関係や協力関係を創り出す努力によって成り立つものであり、個々の教職員は、児童生徒の状況を共有し、保護者とも連携して日々の職務をチームとして行っている。そのため、学校の特性を踏まえ、働き方改革を推進する上で単に削減のみに取り組むのではないことにも留意する。また、「学校における働き方改革」が推進されることにより、教職員の勤務環境の改善が進むことからその推進にあたっては、労働基準法をはじめとする関係法令の趣旨に基づいて教育委員会・校長とも、教職員に対して丁寧な対応を心掛けるものとする。

目標達成に向けた具体的取組

1 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

○教育条件整備

- ▶ 【市】 調査研究事業等での学校への調査やアンケート、文書通知等については、県からの依頼状況を踏まえ、年間本数の縮減に努めるとともに、効率的な方法（アンケートシステムによる回答、鑑文省略、簡素化等）での実施や回数、項目等の見直しも検討します。また学校への訪問の際の資料等の簡略化など、学校の業務状況への配慮を徹底します。
- ▶ 【市・学校】 新たな施策、調査等を実施する場合は、スクラップアンドビルドを原則とし、更にスクラップを行うように努めます。また、各学校においても、スクラップアンドビルドを徹底します。
- ▶ 【市】 勤務時間開始前及び終了後に恒常的に行う教育活動がある場合には改めて検証し、その結果に応じて勤務時間を意識した勤務環境の改善に取り組むよう校長への指導・助言を行います。
- ▶ 【市・学校】 生徒及び教職員の心身のバランスの取れた生活を推進するため、生徒及び保護者に「部活動の在り方に関する方針」の理解促進を図ります。また、部活動実施状況において課題が見られる場合はフォローアップを行います。
- ▶ 【市・学校】 各学校で「ノー部活デー」を設定し、教員の負担軽減を図ります。
- ▶ 【市】 負担軽減の観点から県主催の研修内容や研修方法を踏まえ、内容の重複を防ぐなど、市主催の研修の体系を見直し、研修の在り方や内容について検討します。
- ▶ 【市】 児童生徒の実態を考慮し、中学校での少人数学級編制の実進を進めます。
- ▶ 【市・学校】 各学校の管理職に対し「埼玉県業務改善スタンダード^{*1}」を広く周知するとともに各学校の実情に応じて活用するよう働き掛けます。

- ▶ 【市・学校】教師の専門性が発揮できるよう「学校・教師が担う業務に係る3分類に基づく14の取組^{※2}」の徹底を図れるよう努めます。
- ▶ 【市】教科担任制を拡充について、県の方針に基づきながら教員を適切に配置します。

○校務DX・TXの推進

- ▶ 【市・学校】市町村教育委員会、学校間の各種事務手続きの電子化を推進します。また、学校系ファイルサーバーの活用により、提出方法等の簡略化などを図ります。
- ▶ 【市】市主催の会議等においては、教員の専門性を生かした時間をしっかり確保できるよう動画・オンラインでの実施を各学校の実情に配慮しながら推進します。また、会議資料の縮減や電子化についても対応します。
- ▶ 【市】研究団体主催の会議等の効率化・オンライン化の推進を働き掛けます。
- ▶ 【市・学校】成績処理や指導要録等の事務処理に係る負担軽減のため、ICTの活用を推進します。また、ICTを活用した授業等の実践事例を収集し、共有を図ります。
- ▶ 【市】学校系ファイルサーバーの活用により、学習指導案や教材等を関係者で共有し、教諭の教材づくり等の授業準備に掛ける時間を削減し、事務の効率化を図ります。
- ▶ 【市・学校】「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」に基づき、適正な学校部活動となるように推進していくとともに、学校部活動を地域クラブ活動に移行するよう努めます。
- ▶ 【市・学校】保護者配信メール等、校務支援システム等の機能を活用しながら、学校の負担軽減となるような効率化に努めます。
- ▶ 【市・学校】学校等で取り扱う徴収金について、キャッシュレス化などの検討を進めます。

○外部人材の活用/教職員のスキルアップ支援

- ▶ 【市】多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置と運用の工夫に努めます。
- ▶ 【市】スクール・サポート・スタッフ等の、教職員の業務を支援する人材の配置に努めます。あわせて、有効に活用するための「教員業務支援員活用事例集」を各学校へ配付します。
- ▶ 【市】学校の諸問題に対する初期対応として、学校諸問題相談窓口について、調査研究を図り、設置に努めます。
- ▶ 【市・学校】スクールロイヤーの活用を推進し、学校の支援を図ります。
- ▶ 【市・学校】ICTを活用した実践事例の紹介及び学校におけるICT活用の推進力となる人材の育成に努めます。
- ▶ 【市】部活動指導員について県教育委員会の方針や指導に基づいて推進を図ります。
- ▶ 【市】生徒指導のスキルアップにつながる資料等を周知し、生徒指導に係る負担の軽減を図ります。

○国や県、関係団体等への働きかけ等

- ▶ 【市】市や関係団体が実施する学校の協力を必要とする行事や大会等について、整理し、学校の負担について見直しの検討、働き掛けを進めます。
- ▶ 【市】市や各種関係団体に対し、週休日等を実施される大会や記録会等において、学校職員が運営要員となることの縮減を引き続き求めるとともに、大会や記録会等の縮減を含んだ負担軽減を図るように働き掛けます。
- ▶ 【市】地域の行事等への教職員の参加について、負担軽減のための精選や工夫を行うよう働き掛けます。
- ▶ 【市・学校】各学校で行われる業前活動（部活動の朝練習を含む）について始業前には原則行わず、教員の負担軽減を図ります。
- ▶ 【市】障害者が働きやすい職場をつくるため、人的支援や施設改修等に係る財政措置等について、国に働き掛けます。
- ▶ 【市】教職員定数の改善等について、あらゆる機会を捉えて国や県に要望します。

2 教職員のワーク・ライフ・バランスの確立

○働きやすい職場環境の整備

- ▶ 【市・学校】業務改善を進めながら各学校で教職員の最終退校時刻を設定する等、工夫して教職員の健康管理を図るよう努めます。
- ▶ 【市・学校】「ふれあいデー」や「ノー残業デー」の取組により、定時退勤の推奨を図ります。
- ▶ 【市】週休日の振替や休暇等が確実に取れるよう、振替の原則は1日単位であることを周知し、4週につき8日の週休日を設けることを徹底するよう働き掛けます。
- ▶ 【市・学校】管理職が率先して早く退校するよう努めるとともに、組織的に計画年休を推進します。
- ▶ 【市】未配置・未補充解消のため、産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、年度途中で妊娠・出産が分かった場合でも未補充が生じないよう、正規の教職員も含めた適切な後補充の配置について努力します。
- ▶ 【市・学校】妊娠教職員の勤務軽減の改善に向けて努力します。
- ▶ 【学校】心理的安全性を高め、組織力を高められるよう管理職に対して、会議や研修等の機会を通じて職場環境の改善に向けた取組を共有します。

○教員としての充実感の向上

- ▶ 【市・学校】子供と向き合う時間を確保し、教職員のウェルビーイングを高めるため、業務の効率化を推進します。
- ▶ 【市・学校】職場の心理的安全性の確保、働きやすい職場環境の確立、教職員の働きがいが高められるよう、管理職のマネジメント力向上を図るよう努めます。

○柔軟な働き方の推進

- ▶ 【市・学校】フレックスタイム制について、学校の特性を踏まえた留意事項や工夫事例を整理して活用に努めます。
- ▶ 【市・学校】教職員に対して「育児・介護の支援ガイドブック」等を配布し、職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指します。
- ▶ 【市・学校】出産・育児に関する休暇・休業制度や児童手当、育児休業手当金などの給付制度の周知を行うなど、男性職員も含めた育児休業の取得促進を図ります。

○ストレスチェック等の活用推進

- ▶ 【市】健康診断やストレスチェックを行うとともに、勤務が長時間となっている教職員に面接医等による面接相談を働き掛けます。

3 教職員の健康を意識した働き方の推進

○労働安全衛生法に基づく職場改善

- ▶ 【市・学校】労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制の整備を図り、各学校に衛生推進者・衛生管理者を選任し、衛生委員会の運営等の推進を図ります。

○勤務管理システムに基づく学校支援

- ▶ 【市】客観的な勤務管理のデータ傾向把握により、市教委職員が学校を訪問し、個別具体的に管理職を支援・指導します。

○健康管理の推進

- ▶ 【市】健康診断の実施について、受診環境の改善に努めます。

- ▶ 【市】健康に不安のある教職員に対して、面接医等による面接及び相談を実施します。また、その他の相談窓口についても案内するなど、健康維持増進のための対策に努めます。

4 保護者や地域の理解と連携の促進

○働き方改革に関する理解促進

- ▶ 【市・学校】ホームページやリーフレットを活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組や「学校・教師が担う業務に係る3分類に基づく14の取組^{※2}」について、保護者や地域の理解促進を図ります。
- ▶ 【市・学校】「ふれあいデー」に関する趣旨を確実に周知するとともに、実施状況を適切に把握し、適正に実施されるよう働き掛けるとともに、「ふれあいウィーク」を設け、週中の実施とするよう活用を図ります。また、保護者や地域に対しても丁寧な説明を行うように働きかけます。
- ▶ 【市・学校】「学校の部活動に係る活動方針」について、生徒及び保護者に周知し、理解促進を図ります。
- ▶ 【市・学校】教職員の在校等時間の客観的な把握を徹底するとともに、働き方改革の取組の状況及び目標達成の状況について、「見える化」を推進します。
- ▶ 【市・学校】「学校閉庁日」を周知し、理解促進を図るとともに、緊急対応時の配慮を図ります。
- ▶ 【学校】各学校での「ノー部活デー」について、保護者や地域に周知を図ります。

○地域の協力・連携

- ▶ 【市・学校】学校運営協議会において「学校における働き方改革」について共通理解を図るとともに、「地域学校協働推進活動」として家庭・地域と学校が協力して働き方改革について取り組むよう働きかけます。

- ▶ 【市】勤務時間外の電話対応に係る教職員の負担軽減に向け留守番電話の活用を推進します。
- ▶ 【市】登下校の児童生徒の見守り活動や勤務時間前の校内見守り等について、地域と連携した取組を行うよう働き掛けます。
- ▶ 【学校】学校からの発行物、通知表等に関する働き方改革の取組に対して、保護者の理解を得ながら進めます。

【参考】

- ※1 埼玉県業務改善スタンダード（小学校・中学校）
- ※2 学校・教師が担う業務に係る3分類に基づく14の取組

「業務改善スタンダード」のねらい 実効性のある働き方改革へ

学校における働き方改革のゴールは何か。文部科学省は、「学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」と述べています。

埼玉県教育委員会では、令和6年6月に全62市町村から小・中学校124校を抽出し「令和6年度働き方改革に関する実態調査」を実施しました。御協力いただきました市町村教育委員会および小・中学校の教職員の皆様に厚く御礼申し上げます。

本県においても、学校における働き方改革は着実に進んでおります。学校における働き方改革をさらに加速させ、実効性、そして実感のあるものにするために、この度、「埼玉県業務改善スタンダード・小学校版」（改定版）を作成しました。スタンダードで示した10の取組は、今回の実態調査のエビデンスに基づいているものです。また、「埼玉県業務改善スタンダード・中学校版」（改定版）にも小学校で活用できる取組がありますので併せて御覧ください。今後、市町村教育委員会、そして各学校の管理職の皆様にご活用いただき、働き方改革推進の一助となれば幸いです。

令和7年3月 埼玉県教育委員会

「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく分析と対策

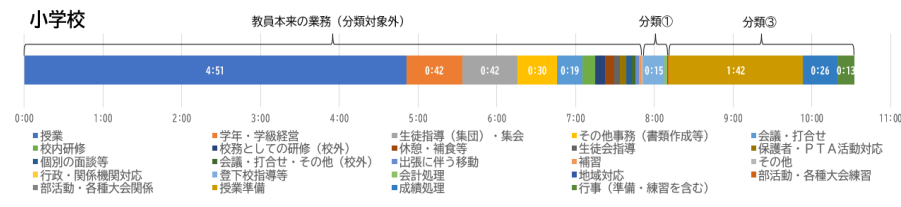
文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進しています。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答等 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動	⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

報告書41ページでは、この「3分類」の考えに基づき、小学校教諭等（教諭、助教諭、講師）の1日の業務内容を分類しています。（以下のグラフ参照）

グラフは、左から順に「教員本来の業務（分類対象外）」、「分類①（基本的には学校以外が担うべき業務）」、「分類②（学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務）」、「分類③（教師の業務だが、負担軽減が可能な業務）」に分類した結果を示しています。

分類の結果、例えば「分類①」に該当する「登下校指導等」には1日約15分を費やしており、これは学校以外の協力によって削減可能であることがわかります。「分類③」に該当する「授業準備」には1日約1時間42分、「成績処理」には1日約26分を費やしており、これらは外部人材の協力やICT機器の活用により負担軽減が可能であることがわかります。「教員本来の業務（分類対象外）」についても、持ち授業時数の見直しや学年・学級事務の見直し等により負担軽減が可能ですが、改めてこの「3分類」の考えに基づいて自校の実態を分析するとともに、自校に合った取組を取り入れ、働き方改革を更に推進していきましょう。



「令和6年度埼玉県小・中学校働き方改革に関する実態調査」調査報告書はこちら

埼玉県教育委員会のホームページ内の小中学校人事課のページから本県の市町村立小・中学校における働き方改革に係る様々な情報を検索できます。

埼玉県 小中学校 働き方改革



働き方改革を**本気で**進めようとしている教育委員会・管理職のための

埼玉県業務改善スタンダード・**小学校版**

令和7年3月 埼玉県教育委員会

改定版

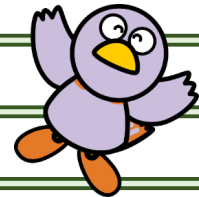
在校等時間を減らす

学校における働き方改革をすべての教職員が実感するために埼玉県が推奨する**10**の取組

負担感を減らす

目標 時間外・在校等時間 **月45時間以内・年360時間以内の教員数の割合を100%に**
※月45時間、年360時間は令和2年1月に文部科学省が示した「指針」で規定された上限時間のこと

- ①日課表の見直しで教材研究・事務処理の時間確保を【新】
- ②行事の精選・運営方法の工夫改善を
- ③留守番電話の導入・活用を
- ④学年・学級事務の負担軽減を【新】
- ⑤教科担任制（学年担当制）の導入を
- ⑥年間授業時数を必要最小限に
- ⑦学校運営協議会で働き方改革を議題に【新】
- ⑧完全退校時刻の設定・徹底を
- ⑨教務や担任外と協力した担任の負担軽減を【新】
- ⑩長時間勤務者に対する同僚・管理職の声掛けを

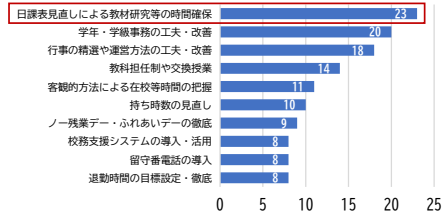


埼玉県マスコット「コバトン」

①日課表の見直しで時間確保を

報告書 84ページ

右の図は、調査対象の小学校が選んだ「効果のあった取組」のうち、上位10項目までをまとめたものです。日課表を見直し、勤務時間内に教材研究や事務処理等の時間を確保することは、多くの学校で効果的な取組として実感されています。日常の仕組みから変えることで、心身ともに余裕をもった勤務体制づくりを進めてみませんか。

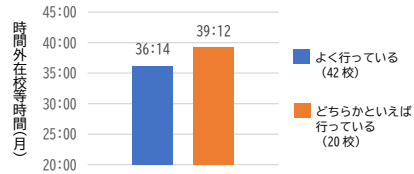


②行事の精選・運営方法工夫改善を

報告書 96ページ

行事の精選や運営方法の工夫改善は、時間外在校等時間の差として表れるだけでなく、効果の大きい取組としてアンケートでも評価されています。行事の教育的な意味を踏まえつつ、目的が重複する行事を削減したり、外部人材の協力を得たり、準備に時間をなるべくかけないような運営に変更したりするなど、更なる取組を推進してみてください。

行事の精選・運営方法の工夫改善と時間外在校等時間

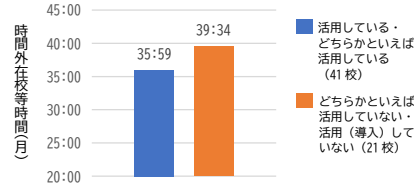


③留守番電話の導入・活用を

報告書 102ページ

留守番電話の導入・活用により、教職員は時間外の電話に出る必要がなくなり、業務の効率が上がり、授業準備や事務作業などに集中できるようになります。予算面の制約などにより留守番電話を導入できない場合は、保護者や地域の方々への理解を得た上で時間外の電話対応を行わないこととするなど、できる範囲で取り組んでみましょう。

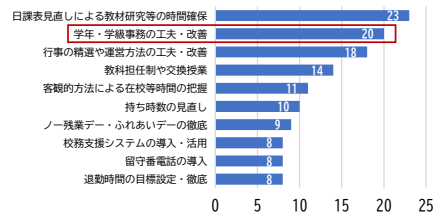
留守番電話の導入・活用と時間外在校等時間



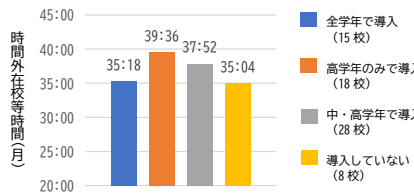
④学年・学級事務の負担軽減を

報告書 100ページ

学年だよりや学級通信の内容や発行回数を見直したり、発行方法を改善したり、通知表の所見欄への記入を3学期のみにしたりするなど、学年・学級事務の負担軽減を図ることは、多くの学校で効果的な取組として実感されています。児童の様子を保護者と共有することの重要性を踏まえつつ、負担の少ない代替手段に置き換えられないか、ぜひ検討してみてください。



教科担任制(学年担当制)の導入と時間外在校等時間

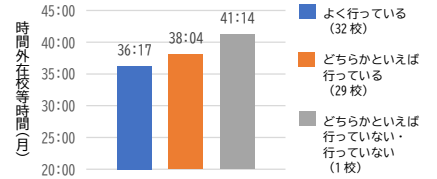


⑥年間授業時数を必要最小限に

報告書 101ページ

県では、令和5年秋以降、年間授業時数が標準授業時数+70単位時間以内にとらえるよう、教育課程を編成・実施していただくことを指導してきました。実際、右の図のように、負担軽減につながっています。少ない時間で豊かに学ぶことを意識し、行事対応や学級閉鎖対応の余剰時間を必要最小限とし、忙しい学期末のコマ数を減らすなどの工夫をしてみてください。

持ち授業時数の見直しなどの指導体制の工夫・改善と時間外在校等時間

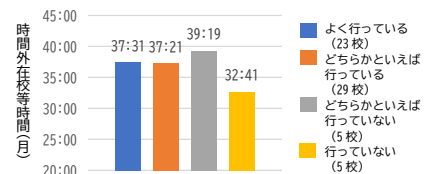


⑦学校運営協議会で働き方改革を議題に

報告書 102ページ

小学校では時間外在校等時間の差として明確に表れていませんが、中学校ではその効果が出始めています。学校運営協議会の議題として働き方改革を取り上げ、教職員の働き方の実態を共有し、地域の方々の理解と協力を得ながら改革を進めることは、教職員の総業務量の削減や、教育の質の維持向上にもつながります。

学校運営協議会で働き方改革を議題としている状況と時間外在校等時間

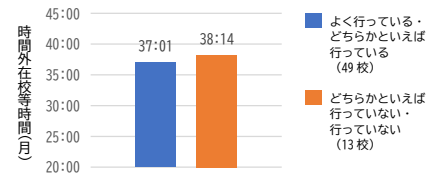


⑧完全退校時刻の設定・徹底を

報告書 91ページ

完全退校時刻を設定している学校は、在校等時間が短くなることが改めて分かりました。限られた時間の中で逆算の思考により業務の優先順位を決めることで、タイムマネジメントの意識が高まります。決められた時間に退校することで休憩時間も確保され、前報告書に引き続き、「朝、目が覚めると、さあ仕事へ行く」という気持ちになる」という数値が高いことも分かっています。

完全対抗時刻の設定・徹底状況と時間外在校等時間

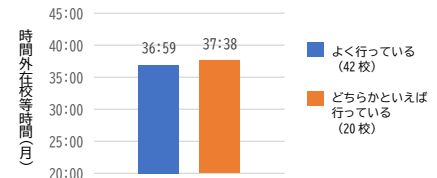


⑨教務や担任外と協力した負担軽減を

報告書 100ページ

報告書では、小学校の担任の平均在校等時間が2:06であるのに対し、担任外の平均は1:25であることが分かりました。右の図のように、教務や担任外と協力することで、実際に担任の在校等時間が縮減していることから、担任と担任外の総業務量ができるだけ平準化されるようにすることが、学校全体の働き方改革の推進につながります。

教務や担任外と協力した担任の負担軽減の取組と時間外在校等時間



⑤教科担任制(学年担当制)の導入を

報告書 101ページ

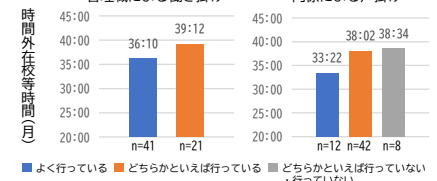
小・中学校9年間の連続性や系統性、教科指導の充実、更には教職員の負担軽減の効果が期待されている教科担任制は、県内でも広がりを見せています。右の図のように全学年で導入している学校は、負担軽減でも効果をあげているようです。今後は生徒指導や保護者対応にも効果が期待される学年担当制(複数の教員で複数の学級の担任を担任する制度)の導入も検討してみてください。

⑩長時間勤務者に対する働き掛けを

報告書 93ページ

長時間労働に陥っている教員は、孤立感を感じがちです。管理職や同僚からの声かけを通して、相談しやすい雰囲気を作ることで、仕事上の悩みや困りごとを気軽に相談できるようになり、一人で抱え込みがちな状況を改善することができます。また、チームとして業務を進める意識を持ちやすくなり、互いに支え合い、結果として学校全体の働き方が改善されます。ぜひ意識して働き掛けましょう。

長時間勤務者に対する働き掛けと時間外在校等時間



報告書とは、「令和6年度埼玉県小・中学校働き方改革に関する実態調査」調査報告書(令和7年3月埼玉県教育委員会事務局支援助小中学校人事課)を指す。前報告書とは、「令和3年度埼玉県小・中学校働き方改革に関する実態調査」調査報告書(令和4年2月埼玉県教育委員会事務局支援助小中学校人事課)を指す。詳細は県HP参照のこと。

「業務改善スタンダード」のねらい 実効性のある働き方改革へ

学校における働き方改革のゴールは何か。文部科学省は、「学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」と述べています。

埼玉県教育委員会では、令和6年6月に全62市町村から小・中学校124校を抽出し「令和6年度働き方改革に関する実態調査」を実施しました。御協力いただきました市町村教育委員会および小・中学校の教職員の皆様に厚く御礼申し上げます。

本県においても、学校における働き方改革は着実に進んでおります。学校における働き方改革をさらに加速させ、実効性、そして実感のあるものにするために、この度、「埼玉県業務改善スタンダード・中学校版」（改定版）を作成しました。スタンダードで示した10の取組は、今回の実態調査のエビデンスに基づいているものです。また、「埼玉県業務改善スタンダード・小学校版」（改定版）にも中学校で活用できる取組がありますので併せて御覧ください。今後、市町村教育委員会、そして各学校の管理職の皆様にご活用いただき、働き方改革推進の一助となれば幸いです。

令和7年3月 埼玉県教育委員会

「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく分析と対策

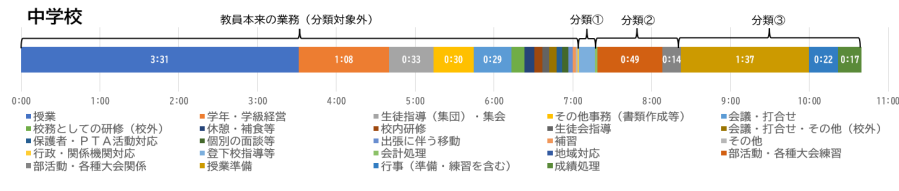
文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進しています。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答等 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動	⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

報告書41ページでは、この「3分類」の考え方にに基づき、中学校教諭等（教諭、助教諭、講師）の1日の業務内容を分類しています。（以下のグラフ参照）

グラフは、左から順に「教員本来の業務（分類対象外）」、「分類①（基本的には学校以外が担うべき業務）」、「分類②（学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務）」、「分類③（教師の業務だが、負担軽減が可能な業務）」に分類した結果を示しています。

分類の結果、例えば「分類①」に該当する「登下校指導等」には1日約12分を費やしており、これは学校以外の協力によって削減可能であることがわかります。「分類②」に該当する「部活動」関係業務には1日約63分費やしており、この時間は部活動指導員や外部指導者との協働により削減できる可能性があります。「分類③」に該当する「授業準備」には1日約1時間37分、「行事」には1日約22分、「成績処理」には1日約17分を費やしており、これらは外部人材の協力やICT機器の活用により負担軽減が可能であることがわかります。「教員本来の業務（分類対象外）」についても、持ち授業時数の見直しや学年・学級事務の見直し等により負担軽減が可能です。改めてこの「3分類」の考えに基づいて自校の実態を分析するとともに、自校に合った取組を取り入れ、働き方改革を更に推進していきましょう。



「令和6年度埼玉県小・中学校働き方改革に関する実態調査」調査報告書はこちらから

埼玉県教育委員会のホームページ内の小中学校人事課のページから本県の市町村立小・中学校における働き方改革に係る様々な情報を検索できます。

埼玉県 小中学校 働き方改革



働き方改革を**本気で**進めようとしている教育委員会・管理職のための

埼玉県業務改善スタンダード・中学校版

令和7年3月 埼玉県教育委員会



在校等時間を減らす

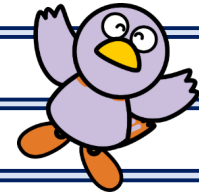
学校における働き方改革をすべての教職員が実感するために埼玉県が推奨する **10** の取組

負担感を減らす

目標 時間外在校等時間 **月45時間以内・年360時間以内の教員数の割合を100%に**

※月45時間、年360時間は令和2年1月に文部科学省が示した「指針」で規定された上限時間のこと

- ①日課表の見直しで教材研究・事務処理の時間確保を【新】
- ②行事の精選・運営方法の工夫改善を
- ③部活動の運営方法の工夫改善を【改】
- ④留守番電話の導入・活用を【新】
- ⑤学年・学級事務の負担軽減を
- ⑥年間授業時数を必要最小限に
- ⑦学校運営協議会で働き方改革を議題に【改】
- ⑧完全退校時刻の設定・徹底を
- ⑨ノー残業デー・ふれあいデーの徹底を【新】
- ⑩長時間勤務者に対する同僚・管理職の声掛けを

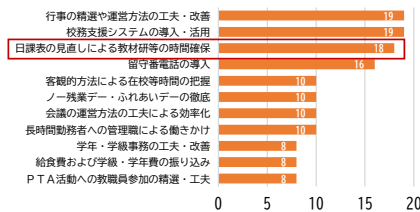


埼玉県マスコット「コバトン」

①日課表の見直しで時間確保を

報告書
84 A-37

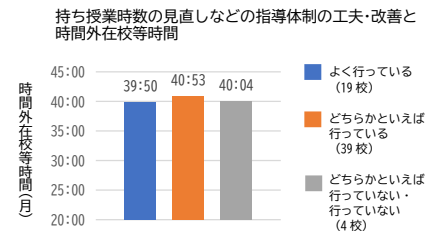
右の図は、調査対象の中学校が選んだ「効果のあった取組」のうち、上位11項目までをまとめたものです。日課表を見直し、勤務時間内に教材研究や事務処理等の時間を確保することは、多くの学校で効果的な取組として実感されています。日常の仕組みから変えることで、心身ともに余裕をもった勤務体制づくりを進めてみませんか。



⑥年間授業時数を必要最小限に

報告書
101 A-37

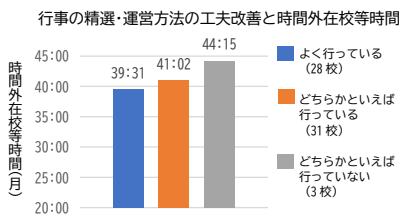
県では、令和5年秋以降、年間授業時数が標準授業時数+70単位時間以内にとまるよう、教育課程を編成・実施していただくことを指導してきました。実際、右の図のように、負担軽減につながっています。少ない時間で豊かに学ぶことを意識し、行事対応や学級閉鎖対応の余剰時間を必要最小限とし、忙しい学期末のコマ数を減らすなどの工夫をしてみませんか。



②行事の精選・運営方法工夫改善を

報告書
96 A-37

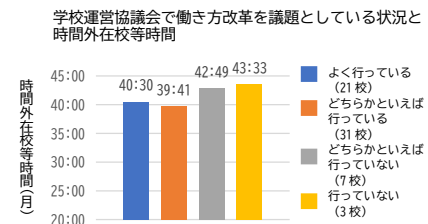
行事の精選や運営方法の工夫改善は、時間外在校等時間の差として表れるだけでなく、効果の大きい取組としてアンケートでも評価されています。行事の教育的な意味を踏まえつつ、目的が重複する行事を削減したり、外部人材の協力を得たり、準備に時間をなるべくかけないような運営に変更したりするなど、更なる取組を推進してみてください。



⑦学校運営協議会で働き方改革を議題に

報告書
102 A-37

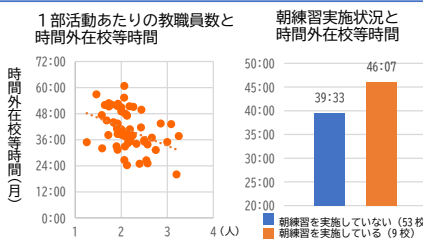
学校運営協議会の議題に働き方改革を取り上げることの効果が出ています。保護者や地域の方々などの学校関係者の皆様と教職員の働き方の実態を共有し、理解と協力を得ながら改革を進めることは、教職員の総業務量の削減や、教育の質の維持向上にもつながります。管理職に限らず、多くの教職員が順番に参加することも効果が期待される方策の一つです。



③部活動の運営方法の工夫改善を

報告書
90 A-37

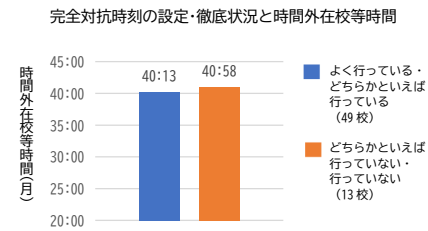
右の棒グラフからは、朝練習の実施の有無は時間外在校等時間に大きな影響を与えていることが分かります。また、左の散布図からは、1部活あたりの教職員数が多いほど時間外在校時間が減少していくことが分かります。その他にも、日課表を見直すことで部活動の時間を確保しつつ、勤務時間内に完全下校できるような取組も出始めています。



⑧完全退校時刻の設定・徹底を

報告書
91 A-37

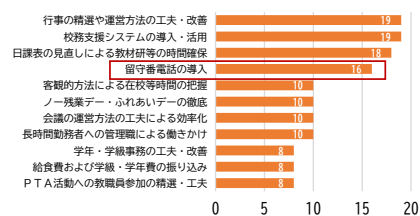
完全退校時刻を設定している学校は、在校等時間が短くなることで改めて分かりました。限られた時間の中で逆算の思考により業務の優先順位を決めることで、タイムマネジメントの意識が高まります。決められた時間に退校することで休養時間も確保され、前報告書に引き続き、「朝、目が覚めると、さあ仕事へ行こうという気持ちになる」という数値が高いことも分かっています。



④留守番電話の導入・活用を

報告書
84 A-37

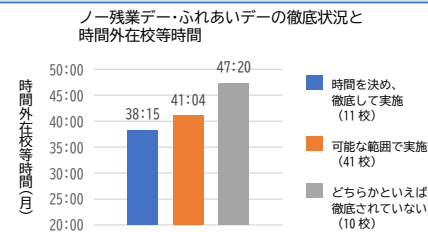
留守番電話の導入・活用により、教職員は時間外の電話に出る必要がなくなり、業務の効率が上がります。授業準備や事務作業などに集中できるようになります。予算面の制約などにより留守番電話を導入できない場合は、保護者や地域の方々への理解を得た上で時間外の電話対応を行わないこととするなど、できる範囲で取り組んでみましょう。



⑨ノー残業デー・ふれあいデーの徹底を

報告書
94 A-37

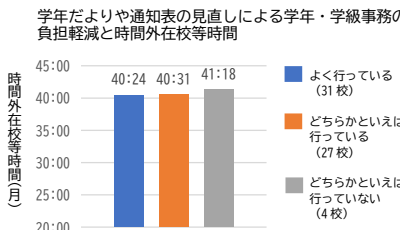
ノー残業デー・ふれあいデーをはじめ、毎週・毎月決められた日や曜日を残業しない日に定めることは、⑧と同様、定めた目標に向けて効率よく勤務することにつながるようです。ノー残業デーの日は簡単清掃にして会議も行わず、業務に集中できるようにすることで無理なく定時退勤することができたり、定時が近づいたら音楽を小さく流すことで退勤を促したりすることも、効果があるようです。



⑤学年・学級事務の負担軽減を

報告書
100 A-37

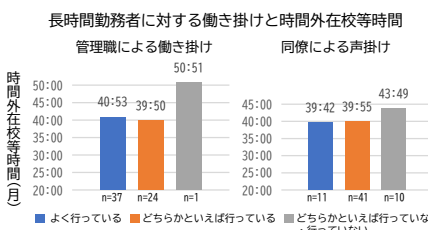
学年だよりや学級通信の内容や発行回数を見直し、発行方法を改善したり、通知表の所見欄への記入を3学期のみにしたりするなど、学年・学級事務の負担軽減を図ることは、多くの学校で効果的な取組として実感されています。生徒の様子を保護者と共有することの重要性を踏まえつつ、負担の少ない代替手段に置き換えられないか、ぜひ検討してみてください。



⑩長時間勤務者に対する働き掛けを

報告書
93 A-37

長時間労働に陥っている教員は、孤立感を感じがちです。管理職や同僚からの声かけを通して、相談しやすい雰囲気を作ることで、仕事上の悩みや困りごとを気軽に相談できるようになり、一人で抱え込みがちなの状況を改善することができます。また、チームとして業務を進める意識を持ちやすくなり、互いに支え合い、結果として学校全体の働き方が改善されます。ぜひ意識して働き掛けましょう。



報告書とは、「令和6年度埼玉県小・中学校働き方改革に関する実態調査」調査報告書（令和7年3月埼玉県教育庁市町村支援部小中学校人事課）を指す。詳細は県HP参照のこと。

学校・教師が担う業務に係る3分類

- 文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申^(※)で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)(第213号)(平成31年1月25日)